**１、教育活動等について**

別紙１

▶４月８日（水）から５月６日（水）まで行いません。

▶４月８日（水）日新高校の入学式は、中止とします。

▶４月10日（金）の幼稚園・こども園の入園式は、中止とします。

▶４月８日（水）から４月10日（金）までの登校日は中止とします。

▶臨時休業中の登校日の設定は当面行いません。

▶臨時休業中に、子どもや保護者が個別的に学校施設に立入ることを禁止するものではありません。

▶教科書等必要書類などの配付物については、家庭訪問または保護者等に来校することを求めることにより、4月９日（木）から15日（水）までに配付することとします。なお感染防止対策への配慮をお願いします。（※４月８日は一切の活動ができません）

▶提出物については、提出期限があるものもあることから適切に対応下さい。

**２、「自主登校事業」について**

▶中止とします。

▶市のウエブサイトにも掲載しますが、別添別紙３「保護者へのお知らせ」をスマイルネットやポスティングなどにより発信いただきますようお願いします。

３、臨時休業期間中の児童の見守りについて

　　留守家庭児童育成クラブの登録児童については、４月８日（水）から４月１１日（土）までは、午前８時３０分からクラブの終了時間まで、留守家庭児童育成クラブで児童を保育します。

　留守家庭児童育成クラブの登録児童については、４月１３日（月）以後は、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日については、午前８時３０分から留守家庭児童育成クラブの開設時間である午後２時３０分まで（１年生については、４月１６日（木）までは午前１１時まで）、学校での見守りをお願いします。保護者には児童に弁当の持参をさせるよう求めています。

　　なお、留守家庭児童育成クラブに登録していない医療従事者（医師・看護師・警察官等）の児童で見守りが必要な場合は、先ず留守家庭児童育成クラブに登録をしていただきますので、学校で留守家庭児童育成クラブの登録児童以外の児童の見守りを行う必要はありません。ただし、保護者の就労等の事情以外で、子どもの状況によって見守りが必要な場合に学校長の判断で学校において見守りを行うことを妨げるものではありません。

４、スマイルネットについて

未登録の保護者に対して、個別に積極的な登録の呼びかけをお願いします。

　　　※その他、変更等必要な情報は適宜提供します。